

○ 職業紹介業務・雇用保険業務【厚生労働省】

◆ILO条約第9条では「職業安定組織の職員は、（中略）当該組織上の必要による場合を除く外、身分の安定を保障される公務員でなければならない」とされているところ、ILO事務局によれば、民間の一時的な協力員（temporary collaborators）を否定するものでもないと解釈されている。こうした前提の上で、本条約は、例えば、公共職業紹介事業の効率的な運営に資する目的で、職安の公設民営をモデル事業として実施するという政策判断を禁止するものといえるかどうかについての解釈をお示し願いたい。

- ・ILO第88号条約第9条第1項については、正文では※1のように規定されており、「組織上の必要による場合」は、身分の安定の保障の例外となっているに過ぎず、公務員により職業安定組織の職員を構成することを求めていることに変わりはないこと
- ・10月25日に提出したILO事務局からの書簡においても、※2のように見解が示されており、ILO第88号条約第9条の規定に基づき、公務員によって職業安定組織の職員が構成されたうえで、非常勤職員を必要に応じて追加的に雇うことは禁止されていないに過ぎないこと
- 以上の点からすれば、国は雇用のセーフティーネットとして、公務員による全国的な体系の無料職業紹介事業を実施することが必要であり、公共職業安定所の公設民営方式は認められないと解釈すべきである。

※1 ILO第88号条約

Article 9

1. The staff of the employment service shall be composed of public officials whose status and conditions of service are such that they are independent of changes of government and of improper external influences and, subject to the needs of the service, are assured of stability of employment.

※2 ILO事務局 Cleopatra Domba-Henry 国際労働基準局長 書簡（抜粋）

...it was not the intent of the Conference to prevent the employment service from having resort to the recruitment of temporary collaborators, in addition to the covered by the provisions of Article 9 of the Convention, to address special or temporary needs.